

松本 和彦

高等司法研究科・教授

【研究】

本年度は3年計画で遂行している科研費基盤研究(C)「国家による環境リスク規制の限界とその克服可能性」の最終年度であった。以前より、憲法と環境法の2つの法領域を架橋する研究を継続しているが、これもその一環である。本年度は「憲法改正と環境権」と題する論説を執筆したほか、環境リスク・マネジメントのあり方を探る研究を進めた。

数年前から日独の公法系研究者たちと遂行している共同研究「日独憲法対話」のため、ドイツ・フライブルクに赴き、現地で開催されたシンポジウムで研究報告を行った。

このほか、3人の日本人憲法研究者と共同で、最新の憲法判例の検討を行い、法律雑誌「法学教室」の場を借りて、その成果を判例評釈という形で公表する企画を継続中である。

【教育】

高等司法研究科においては憲法と環境法、法学研究科においても憲法と環境法、法学部においては憲法の演習を担当した。研究面のみならず、教育面においても、憲法と環境法という異なる分野の推進に力を尽くしている。特に高等司法研究科の授業にあたっては、毎回、TAとともに授業の事前に検討会、事後に反省会を行って、教育内容の改善に努めている。幸い、高等司法研究科での学生アンケートの結果はおおむね好評である。

法学研究科において試みに始めた特別講義「比較憲法理論」では、毎授業で日本の最新の憲法研究書を一冊取り上げ、その内容を徹底的に批判し吟味するという実験的授業を行っている。自らが授業責任者として授業運営にあたりると同時に、本学の他の憲法研究者の協力を仰ぎ、大学院生とともに刺激に溢れた議論を展開してもらった。一授業の枠内にありながら、研究会の醍醐味をともに味わうことができ、実験としては成功したと思う。

【管理運営】

FD教育企画委員会の委員長として、委員会を主宰するとともに、授業見学会やモデル授業を開催するなど、部局のFDと教育企画に携わった。その知見を背景に、全学のFD委員会に委員として参加し、FD事項に関して全学との連携を図った。このほか、計画室室員、情報マネジメント室員、部局情報セキュリティ委員会委員、学習サポート委員会委員などを務めた。

【社会貢献】

大阪市の個人情報保護審議会では会長代行として、高槻市の情報公開審査会及び行政不服審査会では会長として、大阪市のヘイトスピーチ審査会では委員として、当該条例の運用に携わった。また、法科大学院認証評価委員会では専門委員を務めた。国家公務員総合職試験の考査委員として試験問題の作成に協力した。環境省委託の環境権研究会において、専門的見地から意見を開陳した。ほかに、公務員研修等において専門的知識を教授した。